

# 学校・家庭・地域の協働による「心の教育」の重要性

## 子どもを取り巻く素敵な環境 (会・合・愛)

### 【学校教育】

教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。  
(教育基本法 第6条)

### 【家庭教育】

保護者は、子の教育について、生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。  
(教育基本法 第10条)

## 道徳教育で指導する内容とは？

- A 主として自分自身に関すること
  - ・ 自主、自律、節度、向上心、希望と勇気、創造 など
- B 主として人との関わりに関すること
  - ・ 思いやり、感謝、礼儀、友情、信頼、寛容 など
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
  - ・ 約束、社会正義、勤労、役割と責任、国際貢献 など
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること
  - ・ 生命尊重、自然愛護、感動、よりよく生きる喜び など

### 【道徳教育のポイント例】

- カ 感動、葛藤、考える
- キ 共感、協力、共同
- ク 苦勞、繰り返し
- ケ 経験、継続、検討
- コ 克服、肯定感

## 【教育の目的】

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。  
(教育基本法 第1条)

みんなで  
「素敵な人間に育てよう」

## 保育園・幼稚園

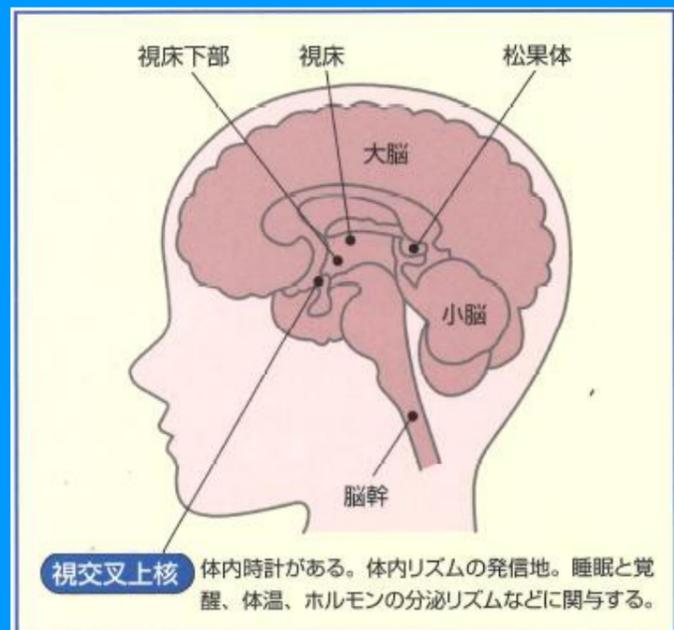
### 【幼児教育】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。 (教育基本法 第11条)

### 【学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力】

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。  
(教育基本法 第13条)

## 朝の光で脳をリセット



## 高校等

## 褒める・叱る

キーワード「積極的な関わり」  
「よい」「いけない」明確化

- ・ 小さい頃(小さい事)から善悪の判断をできるようにする。
- ・ 人のために役立つことは褒め、人に迷惑をかけることは叱るように明確にする。

行動と資質や能力を褒めよう

- ・ よいことは資質や能力を含めて褒めよう。
- ・ よくないことはその行動だけを叱ろう。

※ 子どもの発達の段階を踏まえた関わり方が重要です。

## コミュニケーション

キーワード  
「オアシスにほうれんそう」

オ	おはようございます
ア	ありがとうございます
シ	失礼します
ス	すみませいでした
に	ニコニコの笑顔
ホウ	「報告する」
レン	「連絡する」
ソウ	「相談する」

## 小学校

## 中学校